

関係団体の長 様

特定フリーランス事業に係る労災保険特別加入団体
「全国労保連フリーランス」へのご協力について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より一般社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」）の各種事業の推進につきまして、格段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年11月1日から「特定フリーランス事業に係る労災保険特別加入制度」が始まり、これまで一部の業種・職種の方々しか特別加入できなかったフリーランスの方も、企業等から業務委託を受けている方であれば、業種・職種を問わず、特別加入できるようになりました。労災保険に特別加入できれば、工作中や通勤途上のケガや病気、死亡に対して、一般の労働者同様の補償を受けられます。

特別加入は、厚生労働省が承認した特別加入団体を通じて加入することとなり、特定フリーランス事業に係る特別加入団体は、都道府県ごとに加入を希望する者が訪問可能な事務所の設置が求められています。

そこで、私どもは、これまでに培ってきた特別加入制度に係る知見や経験を活かし、全国団体としてのネットワークを活用することにより、全国労保連を母体団体とする特定フリーランス事業に係る特別加入団体「全国労保連フリーランス」を今般設立し、本年12月から特別加入の申込受付を開始することといたしました。

貴会会員の皆さまにおかれましては、フリーランスと取引のある方、あるいは取引をお考えの方もおられると拝察いたします。厚生労働省のリーフレット及び全国労保連フリーランスのリーフレットをお渡しいたしますので、会員の皆さまあるいは取引のあるフリーランスの方に周知、広報していただければ、誠に幸いです。

なお、特別加入の受付開始は12月を予定していますが、無料の事前登録の仕組みを設けましたので、是非ご活用ください。ご不明な点は全国労保連支部までお問い合わせください。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7年9月19日

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
広島支部会長 小 野 環

